

利用料金の一部減免についてのお知らせ

以下のように施設利用料金の一部を減免いたします。

1 一部減免対象施設

和室と談話室を一体利用する場合

2 減免理由

和室は専用利用施設（有料）、談話室は自由利用施設（無料）で、襖一枚で隣り合う施設ですが、条例上、市長が必要と認める場合は談話室を和室として使用することができ、その場合の利用料金は和室の利用料金を適用することとなっています。

しかしながら、富田地区会館は、和室が 27 畳なのに対し、談話室は 12 畳と狭いため、一体使用する際に割高感があるために、一体使用の場合の談話室の利用料金を広さに応じた額になるよう減免することで、利用者サービスの向上、施設の有効活用及び利用の促進を図るものです。

3 減免事由及び減免額

和室と談話室を一体使用する場合 減免額 600 円

4 減免適用開始時期

平成 24 年 5 月利用分より

※5 月 2 日より減免申請受け付け。既に 5 月以降の使用許可をした方に対しては、減免額分を還付します。

平成 24 年 4 月

富田地区会館

管理・運営：中部互光・コスモコンサルタント運営共同体